

地方独立行政法人長野県立病院機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）

第22条第1項及び長野県が設立する地方独立行政法人の業務運営等に関する規則（平成22年長野県規則第12号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により長野県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営を行うものとする。

(法人の行う業務)

第3条 法人は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）第18条に規定する業務を行うものとする。

2 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外のものから受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

3 法人は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

(内部統制に関する基本方針)

第4条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、長野県の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第5条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する指針等を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第6条 法人は、意思決定機関として理事会を設置するとともに、本部事務局、病院・介護老人保健施設・看護師養成所による会議を開催するものとする。

2 法人は、理事会においては役員の方掌を明らかにするものとする。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第7条 法人は、中期計画等の策定過程、進捗管理体制及び業務の評価体制を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第8条 法人は、役員を構成員とする内部統制委員会を設置し、理事長が別に定める事項に係る内部統制の推進に関する体制を整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第9条 法人は、リスク管理委員会を設置し、その下で業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するも

のとする。

(情報伝達及び情報システムに関する事項)

第 10 条 法人は、理事長の指示及び定款第 1 条の目的が確実に役職員に伝達される仕組み並びに職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組みを整備するものとする。

2 法人は、情報システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）及び情報を利用可能な形式に整えて活用できる体制を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第 11 条 法人は、情報セキュリティの確保に関し、情報システムに係るリスクに対するコントロールの適切な整備・運用及び情報漏えい（特にシステム管理を外部に委託している場合の漏えい）の防止を定めた情報セキュリティの確保に関する規程等を整備するものとする。

2 法人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報保護に係る点検活動及び適切な管理のための措置を定めた個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第 12 条 法人は、監事とその業務（監事監査及び監事によるモニタリングを含む。）を適正に遂行できる体制を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第 13 条 法人は、監査員を置き、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第 14 条 法人は、内部通報窓口及び外部通報窓口の設置並びに内部通報者及び外部通報者の保護を含む内部通報及び外部通報に関する体制を整備するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第 15 条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するとともに、知事による評価結果を法人内部の予算配分等に活用するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第 16 条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書を適切に管理するとともに、インターネット上で財務情報その他の法人に関する情報を適切に公開する体制を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第 17 条 法人は、業務の適正を確保するため、適切に職員の人事管理を行うとともに、職員の懲戒に関する方針等を整備するものとする。

(研究等業務に関する事項)

第 18 条 法人は、研究業務に関し、評価及び不正防止に関する体制を整備するものとする。

(業務の委託)

第 19 条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第 20 条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第 21 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(入札・契約に関する事項)

第 22 条 法人は、入札及び契約を適正に執行する体制を整備するものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 23 条 法人は、法第 19 条の 2 第 1 項の規定による役員又は会計監査人の損害賠償責任について、同条第 4 項に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から知事が定める額を控除して得た額を限度として知事の承認を得て免除することができる。

(補則)

第 24 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行する。

附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。